

PARCO

PARCO

PARCO



PARCO HAS COME

第68期 報告書

平成18年3月 1日から
平成19年2月28日まで

株主の皆様へ

株主の皆様には平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

ここに、第68期の報告書をお届けするにあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

当社は、平成12年度より経営構造改革に取り組み、既存店舗の改装に積極的な投資を行なうなどショッピングセンター事業に経営資源を集中させ、本業の強化に努めてまいりました。

また、平成17年度からは「中期経営5ヵ年計画（平成17年度～平成21年度）」をスタートさせ、当社グループの更なる業容拡大と収益力の強化を目指してまいりました。

「中期経営5ヵ年計画」の2年目に当たる第68期の当社グループの業績は、「ショッピングセンター事業」をはじめ「専門店事業」「総合空間事業」の伸長により、売上高で前年同期を上回るとともに、営業利益、経常利益、当期純利益は、いずれも前期に引き続き過去最高益を達成することができました。

また、第69期につきましては、当社にとって10年ぶりの新規出店となる「静岡パルコ」が3月にオープンし、初秋には「浦和パルコ」がオープンするなど、「中期経営5ヵ年計画」を達成する上で重要な1年と位置づけており、最終年度である平成21年度の経営目標達成に向けて、着実に事業展開を推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成19年5月



代表執行役社長

伊東 勇

CONTENTS

株主の皆様へ (第68期定時株主総会招集ご通知添付書類)	1	個別注記表	34
事業報告	2	連結計算書類に係る会計監査報告	37
1. 企業集団の現況	2	連結計算書類に係る監査委員会の監査報告	38
2. 会社の現況	13	計算書類に係る会計監査報告	39
連結貸借対照表	25	監査委員会の監査報告	40
連結損益計算書	26	(ご参考)	
連結株主資本等変動計算書	27	連結キャッシュ・フロー計算書(要約)	41
連結注記表	28	株主ご優待のご案内	41
貸借対照表	31	株価・出来高の推移	42
損益計算書	32	株主メモ	42
株主資本等変動計算書	33		

事業報告 (平成18年3月1日から平成19年2月28日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、企業収益の改善、設備投資の増加など景気全般の回復基調を背景に、雇用・所得環境の改善が進み、個人消費は緩やかな環境改善がみられるものの、小売業界におきましては、業態間・企業間の優劣、格差が生じ、競争が激化いたしております。

このような状況のもと、当社グループは「中期経営5ヵ年計画（平成17年度～平成21年度）」の2年目として、「商業施設運営力と開発力の強化」、「新規ビジネスの育成と挑戦」及び「周辺ビジネスの深耕拡大」の3つのテーマを柱に、計画のより一層の具体化と、それに基づく事業展開を推進してまいりました。

当期の当社グループの業績は、「ショッピングセンター事業」をはじめ「専門店事業」「総合空間事業」の伸長により、売上高2,666億45百万円（前年同期比101.6%）、営業利益97億56百万円（前年同期比107.4%）、経常利益95億94百万円（前年同期比108.1%）と、営業利益、経常利益ともに過去最高益となりました。特別利益としてシンガポールの複合商業施設（ブギスジャンクション）のアドバイザー契約の早期終了に伴う収入の一括受領、岐阜パルコの店舗閉店に伴う土地売却益など15億44百万円を計上する一方で、特別損失として厚木パルコ閉店決定に伴う店舗閉鎖損失の引当てや、改装工事の実施による固定資産除却損及び減損損失など44億14百万円を計上し、当期純利益は45億3百万円（前年同期比112.4%）となりました。

当期における当社グループの事業別の概況は以下のとおりです。

【ショッピングセンター事業】

「ショッピングセンター事業」におきましては、積極的な改装による継続的な新陳代謝と営業企画の展開により、渋谷パルコ、池袋パルコ、広島パルコ、名古屋パルコなど基幹店舗の成長に加え、地方店舗においても基幹店舗での成功事例に基づくMD再編などによる向上がみられました。また、商品別では婦人服や靴、装身具などファッション関連商品が好調に推移いたしました。

その結果、「ショッピングセンター事業」の業績は、売上高2,487億25百万円（前年同期比101.6%）、営業利益86億98百万円（前年同期比112.2%）と前年同期を上回りました。

当社は「中期経営5ヵ年計画」の2年目として、以下の事業活動を展開いたしました。

【商業施設運営力の強化】

テーマ性を持った改装政策の推進、出店企業との商品戦略にまで踏み込んだ取組みの深耕や雑誌など外部企業とのタイアップを含めた営業企画の充実、これらを側面から支える顧客政策としてのカード戦略により、既存店の営業力強化を推進いたしました。なお、ハウスカードにつきましては、その呼称を従来の「PECカード」から「PARCOカード」へ変更し、デザインも一新、ハウスカードとしての認知の向上を図りました。当期は、「PARCOカード」の通年大型キャンペーンを展開し、会員数も約141万人となり、同カードの取扱高も前年同期比107.9%と伸長いたしました。

主な店舗の改装の概況は、以下のとおりです。

<名古屋パルコ>

成熟する名古屋マーケットに対応したファッションを中心としたライフスタイル提案を行うため、西館5・6階、南館5・6階のメンズゾーンを再編、西館3・4階を中心にレディースゾーンをリニューアル、レストランゾーンにスイーツバイキングや、クッキングスクールなどの新テーマを導入し、サービス機能の充実を図りました。

(90区画 約7,600㎡)

<渋谷パルコ>

パート1は30歳前後のターゲットに向け、コレクションブランドの充実を図り、ハイファッションなイメージを打ち出し、パート3は地下1階にメンズを導入しカップル対応を強化したほか、上層階は生活雑貨のリニューアルを行い回遊性を高めました。

(44区画 約3,300㎡)

<池袋パルコ>

本館北側地下1階の入口のワイド化を含めたフロア改装を実施し、JRコンコースからの集客拡大と連動した、レディースファッションと身回品の充実に加え、本館5・6階雑貨ゾーンを再編し、買い回り性の強化を図りました。

(49区画 約3,900㎡)

<広島パルコ>

本館5階はメンズゾーンの全面改装を実施し、エリア内でのポジションを更に強化、新館6階は子供服の再編、本館地下1階には化粧雑貨ゾーンやデリを導入するなど幅広い客層の取り込みに向けたMD提案を継続いたしました。

(44区画 約3,400㎡)

これらをはじめとする当期の改装規模は全店で511区画、約52,000㎡、当該区画の売上高前年同期比は122.2%と好調に推移いたしました。

なお、岐阜パルコは平成18年8月20日に閉店いたしました。また、平成20年2月末（予定）をもって厚木パルコの営業を終了し、店舗を閉店することを決定いたしました。



本館地下1階レディースゾーン



新館6階キッズパーク

[商業施設開発力の強化]

政令指定都市を中心とした都市部への出店戦略の一環として、西武百貨店静岡店（静岡市）閉店後の建物をリニューアルし、「静岡パルコ」（延床面積約30,000㎡）として平成19年3月に出店することを決定し、平成19年秋開業予定の「浦和パルコ」（延床面積約65,000㎡）、平成20年初秋開業予定の「仙台パルコ（仮称）」（延床面積約24,000㎡）とあわせ、開業に向けた業務を推進いたしました。

静岡パルコ

エスカレータ横吹抜



1階エントランスホール



浦和パルコ



仙台パルコ（仮称）



[新規ビジネスの育成と挑戦]

プロパティマネジメント受託物件である「Northport Mall（ノースポート・モール）」（横浜市都筑区）につきましては、平成19年4月の開業に向けて開業前支援業務を当社グループの機能を活用して推進するとともに、開業後のプロパティマネジメント業務及び当社との合弁会社によるアセットマネジメント業務の準備を進めました。

海外事業につきましては、PARCO (SINGAPORE) PTE LTD（本社：シンガポール）が運営を受託したシンガポール市内での複合商業施設「CENTRAL」（商業施設部分）につき、開業前業務（プランニング、テナントリーシング）を推進し、平成19年1月18日に第一次オープンいたしました。

[周辺ビジネスの深耕拡大]

エンタテインメント事業では、劇場部門で歌舞伎というジャンルにオリジナル脚本でトライアルするなど話題を獲得、音楽部門の「クラブクアトロ」の好調、映像部門での映画制作への出資を行った「嫌われ松子の一生」のヒット、出版部門での新刊本・既刊本の売上伸長などにより、前年を上回る売上高を確保いたしました。

【専門店事業】

「専門店事業」の業績は、売上高167億18百万円（前年同期比104.8%）、営業利益4億95百万円（前年同期比106.1%）となりました。

株式会社ヌーヴ・エイは、積極的な拡大政策を進め、新規店15店舗、退店3店舗によりトータル108店舗の体制になりました。パルコ以外の店舗数比率が52%となり、パルコ内の店舗数を上回りました。加えて、13店舗の改装を実施した既存店の伸長、業種別では腕時計販売の「チックタック」事業、眼鏡販売の「アイウェア」事業が順調に推移したことにより、同社の売上高は前年同期比112.0%と伸長いたしました。



「ボーカーフェイス札幌店」(眼鏡)

【総合空間事業】

「総合空間事業」の業績は、売上高227億54百万円（前年同期比103.5%）、営業利益5億35百万円（前年同期比128.3%）となりました。

株式会社パルコスペースシステムズは、当社グループ内外の商業施設や当社への出店企業からの工事受注の新規獲得・増加により、前年実績を上回る売上を達成いたしました。

なお、当社は、グループ経営の一層の強化・機動性の向上のため、平成18年12月21日に株式交換による株式会社パルコスペースシステムズの完全子会社化を実施いたしました。



池袋パルコ春演出

【その他の事業】

「その他の事業」の業績は、売上高24億49百万円（前年同期比94.7%）、営業利益65百万円（前年同期比39.5%）となりました。

株式会社パルコ・シティは、当社グループ外の商業施設をはじめとする新規クライアントが増加し、ホームページ制作などのインターネット業務が伸びましたが、決算期を変更したことによる前年14ヶ月決算の影響もあり売上高が減少いたしました。また、平成19年春オープン予定のオンラインショッピングモール「PARCO-CITY」開業に向けた業務を進めてまいりました。



PARCO-CITY

株式会社ホテルニュークレストンは、調布クレストンホテルの業績が好調に推移する一方、名古屋クレストンホテルが前年の愛知万博需要の反動等の影響を受けました。

当社グループのセグメント別の売上高の内訳

		当期(第68期)	前期(第67期)	増減
		(平成18年3月1日から 平成19年2月28日まで)	(平成17年3月1日から 平成18年2月28日まで)	
		金額	金額	金額
		百万円	百万円	百万円
衣身	料品	128,646	125,429	3,217
	回品	39,381	38,409	971
	雑貨	44,196	44,801	△605
	食品	9,704	9,634	70
	飲食物	12,025	11,893	131
	その他	14,771	14,716	55
	計	248,725	244,884	3,841
ショッピングセンター事業計		16,718	15,946	771
専門店事業計		22,754	21,985	769
総合空間事業計		2,449	2,586	△136
その他の事業計		290,648	285,402	5,245
計		△21,994	△21,070	△924
消去		268,653	264,331	4,321
合計				

注1. 売上高には、営業収入が含まれております。

注2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

当期におけるその他の取組みの実施状況については、以下のとおりです。

<コーポレート・ガバナンス体制>

経営の透明性及び業務執行の機動性・迅速性の向上を図り、企業価値を高めるための取組みとして、当期におきまして以下の諸施策を実施いたしました。

- イ. 平成18年4月に、株式会社の業務の適正を確保するための体制（会社法第416条第1項第1号ロ、同条項第1号ホ）の基本方針を決定し、あわせて関連諸規程の整備を実施いたしております。
- ロ. 平成18年5月に、企業価値ひいては株主共同の利益を確保するため、当社株式の大規模買付行為への対応方針を決定いたしました。

② 設備投資の状況

当期において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は保証金及び敷金を含めて74億円で、その主たるものは次のとおりであります。

イ. 当期中に取得した主要な設備

- ・ショッピングセンター事業では、当社における「静岡パルコ」出店に伴う設備等の支払い、「仙台パルコ（仮称）」出店に伴う土地等への投資、池袋パルコ・名古屋パルコなど各店舗の店内改装及び設備の更新
- ・専門店事業では、主に株式会社ヌーヴ・エイの各店舗の店内改装及び新規出店に伴う設備の取得

ロ. 当期末において継続中の主要な設備の新設

- ・当社における「静岡パルコ」、「浦和パルコ」及び「仙台パルコ（仮称）」出店に伴う土地・建物等への投資

ハ. 当期中に実施した重要な固定資産の売却、撤去

- ・ショッピングセンター事業では、当社における差入保証金の回収、ひばりが丘パルコ、名古屋パルコなど各店舗の店内改装に伴う一部撤去、岐阜パルコ閉店に伴う土地の売却
- ・専門店事業では、株式会社ヌーヴ・エイの店舗の撤退及び改装に伴う一部撤去

③ 資金調達の状況

当期の資金調達は、自己資金及び借入金により行っております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 65 期 (平成16年2月期)	第 66 期 (平成17年2月期)	第 67 期 (平成18年2月期)	第 68 期 (当期) (平成19年2月期)
売 上 高 (百万円)	281,478	257,625	262,408	266,645
当 期 純 利 益 (百万円)	2,791	1,742	4,006	4,503
1株当たり当期純利益 (円)	36.97	21.87	49.26	54.83
総 資 産 (百万円)	203,688	187,993	182,381	182,553
純 資 産 (百万円)	54,575	61,760	66,975	70,777
1株当たり純資産額 (円)	767.07	763.90	817.60	856.74

- 注1. 第66期より「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)が平成17年2月28日に終了する連結会計年度に係る連結計算書類から適用できることとなったことに伴い、同会計基準及び同適用指針を適用いたしております。
2. 第67期より「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後に開始する連結会計年度より外形標準課税制度が導入されたことに伴い、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示について実務上の取扱い」(平成16年2月13日 企業会計基準委員会 実務対応報告第12号)に従い法人事業税の付加価値割及び資本割については、販売費及び一般管理費に計上いたしております。
3. 第68期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用いたしております。

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社パルコスペースシステムズ	百万円 490	% 100	ビルメンテナンス業及び建築業
株 式 会 社 ヌ ー ヴ ・ エ イ	490	100	小売業
PARCO (SINGAPORE) PTE LTD	千\$ 15,926	100	コンサルティング業務等

注. 平成18年12月21日に株式交換により株式会社パルコスペースシステムズを完全子会社といたしました。

(4) 対処すべき課題

＜「中期経営5ヵ年計画」の推進＞

当社グループは、前期より「中期経営5ヵ年計画（平成17年度～平成21年度）」をスタートさせ、計画の具体化に向けた取組みを推進いたしております。

[商業施設運営力と開発力の強化]

- ・「ストアbyストア」による基幹店舗の拡充強化に加え、店舗グルーピングを再編することによって、「出店企業との取組み強化」と「効率的な運営」の両面から施設の活性化を図ります。
- ・収益構造の見直しが必要なビルについては抜本的改革を検討してまいります。
- ・政令指定都市を中心に、居抜き物件取得、M&Aなどにより、即効性のある物件開発を行ってまいります。

[新規ビジネスの育成と挑戦]

不動産流動化ビジネスの動向を踏まえ新規ビジネスを推進してまいります。

- ・「プロパティマネジメント事業」を拡大し、既存ビジネスとの相乗効果を最大限発揮し、育成してまいります。
- ・新たな開発スキームの一環として、商業施設を中心としたアセットマネジメント業務等に挑戦してまいります。

[周辺ビジネスの深耕拡大]

- ・エンタテインメント事業などコンテンツを活用した事業拡大を図ります。
- ・専門店事業の株式会社ヌーヴ・エイにおきましては、積極的に店舗を出店し、業容拡大を図ります。
- ・総合空間事業の株式会社パルコスペースシステムズにおきましては、ビルマネジメント事業の拡大・強化を図るとともに、24時間コールセンター事業等の新規事業を展開してまいります。

これらを通じて、当社グループの「中期経営5ヵ年計画」における最終年度である平成21年度の経営目標は以下のとおりです。

	平成16年度 実績	平成21年度 目標	平成16年度 対比	<ご参考> 平成18年度 実績
	百万円	百万円		百万円
連結売上高	257,625	300,000	116.4%	266,645
連結経常利益	8,079	12,000	148.5%	9,594
連結当期純利益	1,742	6,000	344.4%	4,503
自己資本当期純利益率（ROE）	3.0%	8.2%	(+5.2%)	6.5%

<次期の見通し>

わが国経済は、企業業績の好調さと雇用者所得の増加を背景に、国内民間需要に支えられた緩やかな景気回復が続くと見込まれます。しかしながら、小売業界におきましては、業種、業態を超えた競争の激化に加え、社会負担増など消費マインドへのマイナス要素もあり、先行きについては楽観視できない状況にあります。

「中期経営5ヵ年計画（平成17年度～平成21年度）」の3年目となる次期は、当社グループにとって10年振りの新規出店である3月の静岡パルコ開店、それに続く秋の浦和パルコの開店などがあり、当社としても、中期経営計画上の重要な一年と位置づけており、経営目標達成に向けた事業展開を着実に進めてまいります。

[商業施設運営力の強化]

既存店の成長をベースに、新店2店舗のオープンを機に攻めの体制への転換を図ってまいります。また、戦略的店舗グルーピング政策の推進とオペレーション業務の徹底から改革に着手いたします。

営業企画面で出店企業との連動、雑誌や外部企業とのタイアップによるプロモーションを行うなど、多面的な協力体制を強化し、店舗の活性化を進めてまいります。

次期は約56,000㎡規模の改装を予定いたしており、主な計画は以下のとおりであります。

<名古屋パルコ>

東館は、下層階から中層階をメンズセレクトショップとメンズ身の回りテーマで再編、南館2・3階は、レディスエレガンスカジュアルゾーンへの改編を行います。

<渋谷パルコ>

パート1は時代の先端をいくレディスブランドの導入とメンズMDの強化、パート2は下層階フロアの再編、パート3は継続したリニューアル（地下1階メンズ&雑貨、2階レディス）を行います。

<池袋パルコ>

本館4階のメンズファッション及び5階の雑貨&レディスを再編、ピーダッシュパルコの地下1階から中層階のファッションゾーンを中心としたリニューアルを行います。

<ひばりが丘パルコ>

地下食品フロアに「クイーンズ伊勢丹」を導入するなど、地域に密着したライフスタイルストアへの改編を進めます。

<札幌パルコ>

本館地下と2・3階を中心に、レディスと身回品を拡充しフロア買い回り性を促進するリニューアルを行います。

<宇都宮パルコ>

5・6階を中心とした機能ショップの再編、カフェ・レディスの新規導入、メンズ改編により客層の拡幅となるリニューアルを行います。

<熊本パルコ>

マーケット内での更なるポジション確立のため、1・2階への都市型ファッションMDの導入を中心としたリニューアルを行います。

<千葉パルコ>

中層階への大型店機能の再配置と、一連の準都心型のファッション提案改装を引き続き推進し、集客増強となるリニューアルを行います。

[商業施設開発力の強化]

平成18年3月の出店決定以降、開業準備を急ピッチで進めてまいりました「静岡パルコ」（延床面積約30,000㎡）が平成19年3月15日にグランドオープンいたしました。同店は、全テナントの9割が静岡市内初出店であり、人気のファッションブランドをはじめバラエティあふれるショップを集積し、マーケットの期待に応えるべく新しいライフスタイルを提案いたしております。

また、「浦和パルコ」及び「仙台パルコ（仮称）」の開業準備も進めてまいります。

今後の開店予定の店舗の詳細は、以下のとおりであります。

店舗名	所在地	投資総額	開店予定日	延床面積	年間売上目標額
浦和パルコ	さいたま市浦和区	約40億円	平成19年秋	約65,000㎡	195億円（注）
仙台パルコ（仮称）	仙台市青葉区	約130億円	平成20年初秋	約24,000㎡	150億円

注. 固定家賃契約等のテナント売上高は除いております。

[新規ビジネスの育成と挑戦]

新規ビジネスにつきましては、プロパティマネジメント受託物件である「Northport Mall（ノースポート・モール）」（横浜市都筑区）につき、その開業前支援業務、開業後のプロパティマネジメント業務及び当社との合弁会社によるアセットマネジメント業務を進めてまいります。

また、マーケット、立地に適した柔軟な開発を行うため、「PARCO」ブランドにとらわれない事業開発に取り組んでまいります。

海外事業につきましては、シンガポール市内の複合商業施設「CENTRAL」の商業部分の施設運営のほか、アジア圏の主要都市への開発を検討してまいります。

[周辺ビジネスの深耕拡大]

エンタテインメント事業につきましては、コンテンツ事業の拡大を目指し、平成19年3月より「ル テアトル銀座 by PARCO」の運営を開始し、パルコ劇場との2館体制で企画、制作のバラエティアップや差別化を図ってまいります。

株式会社ヌーヴ・エイは、既存店舗の安定的な成長を重視しつつ、一方で積極的な店舗展開を行ってまいります。

株式会社パルコスペースシステムズは、品質の向上、グループ外市場に対する競争力の強化及び高品質安定供給体制の整備を行います。

株式会社パルコ・シティは、平成19年4月に24時間いつでもパルコのショッピングが楽しめるオンラインショッピングモール「PARCO-CITY」をオープンいたします。出店する専門店数は、パルコ各店に出店している有力企業を中心に、初めて出店する企業も加えて平成19年度に約150店舗を予定いたしております。



ル テアトル銀座 by PARCO

以上を踏まえ、当社グループの次期の見通しといたしましては、静岡パルコ、浦和パルコの新規出店により、売上高は前年同期比108.8%の2,900億円を見込みますが、開店経費負担や当期計上の特別利益の反動もあり、営業利益96億円（前年同期比98.4%）、経常利益94億円（前年同期比98.0%）、当期純利益は43億円（前年同期比95.5%）を見込んでおります。

<コーポレート・ガバナンス体制>

当社は、「委員会設置会社」として、経営の監督と執行の機能をそれぞれ取締役と執行役に明確に分離するとともに、リスクマネジメント体制及びコンプライアンス体制などの内部統制システムの整備を行うことで透明性の高いコーポレート・ガバナンスに取り組んでおります。

平成19年度におきましても、CSR活動の推進等を通じ、当社グループの経営理念の具現化を目指し、ステークホルダーの信頼と満足を得ることにより企業価値の向上を図ってまいります。

当社グループは、今後も更なる業績の向上に取り組んでまいり所存でございます。株主の皆様におかれましては、何卒一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (平成19年2月28日現在)

事業	主要内容
ショッピングセンター事業	ショッピングセンターの開発、経営、管理、運営
専門店事業	衣料品・雑貨等の販売
総合空間事業	内装工事の設計及び施工、清掃・保安警備・設備保全等のビルメンテナンス
その他の事業	インターネットを利用した情報提供、ホテル等の経営

(6) 主要な営業所等 (平成19年2月28日現在)

当 社	
名 称	所 在 地
本店	東京都豊島区
谷本	東京都渋谷区
池袋バルコ	東京都豊島区
渋谷バルコ	東京都渋谷区
札幌幌	北海道札幌市
千葉	千葉県千葉市
大分	大分県大分市
津田沼	千葉県船橋市
吉祥寺	東京都武蔵野市
新所沢	埼玉県所沢市
松本	長野県松本市
熊本	熊本県熊本市
調布	東京都調布市
名古屋	愛知県名古屋
ノボ・バイ・バル	東京都練馬区
心齋橋	大阪府大阪市
ひばりが丘	東京都西東京市
広島	広島県広島市
厚木	神奈川県厚木市
大津	滋賀県大津市
宇都宮	栃木県宇都宮市
P e d i (ペ デ ィ) 汐 留	東京都港区

注. 平成19年3月に静岡バルコ（静岡県静岡市）を開設いたしました。

子 会 社						
名 称	所 在 地					
株式会社ヌーヴ・エイ	東	京	都	澁	谷	区
株式会社パームガーデン	東	京	都	澁	谷	区
株式会社パルコススペースシステムズ	東	京	都	澁	谷	区
株式会社パルコ・シティ	東	京	都	澁	谷	区
株式会社ホテルニュークレストン	東	京	都	調	布	市
PARCO (SINGAPORE) PTE LTD	シ	ン	ガ	ポ	ー	ル
STRAITS PARCO RETAILMANAGEMENT PTE LTD	シ	ン	ガ	ポ	ー	ル

(7) 使用人の状況 (平成19年2月28日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
名 1,692	名 + 90

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
名 488	名 △34	40歳4ヶ月	11年10ヶ月

(8) 主要な借入先の状況 (平成19年2月28日現在)

借 入 先	借 入 額
	百万円
株式会社みずほコーポレート銀行	2,615
株式会社三井住友銀行	2,552
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,420
日本生命保険相互会社	2,080
住友信託銀行株式会社	1,885
日本政策投資銀行	1,776

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成19年2月28日現在）

- ① 発行可能株式総数 320,000,000株
② 発行済株式の総数 82,475,677株
前期末比264,896株増加

注. 上記の「②発行済株式の総数」の増加は、平成18年12月21日付で株式会社バルコスペースシステムズを当社の完全子会社とする株式交換を実施したことによるものです。

- ③ 株主数 6,719名
④ 大株主及びその持株数

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
森 ト ラ ス ト 株 式 会 社	20,150千株	24.46%
株 式 会 社 ク レ デ ィ セ ゾ ン	6,836	8.30
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社（信託口）	6,236	7.57
日 本 ト ラ ス ティ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社（信託口）	5,184	6.29
バ ン ク オ ブ ニ ュ ー ヨ ー ク ジ ー シ ー エ ム	2,538	3.08
ク ラ イ ア ン ト ア カ ウ ン ツ イ ー アイ エ ス ジ ー		
野 村 證 券 株 式 会 社	2,166	2.63
ビーエヌピーバリバセックサービスロンドンジャスアバディーン	1,678	2.04
アセットマネージメントピーエルシーエージェンシーレンディング		
株 式 会 社 み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行	1,300	1.58
日 本 ト ラ ス ティ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社（信託口4）	1,237	1.50
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,209	1.47

注1. 発行済株式の総数の10分の1以上の数を保有する大株主1名を含め、上位10名の株主を記載いたしております。
2. 出資比率は自己株式（91,598株）を控除して計算いたしております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成19年2月28日現在）
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員状況

① 取締役の状況（平成19年2月28日現在）

氏名	担当及び他の法人等の代表状況等
伊 東 勇	取締役会議長、指名委員会委員
坂 口 俊 郎	報酬委員会委員
吉 岡 猛	
小 嶋 一 美	
藤 島 基 照	株式会社バルコスペースシステムズ代表取締役社長
松 田 修 一	早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授 指名委員会委員、監査委員会委員、報酬会議長
土 岐 敦 司	明哲総合法律事務所代表 弁護士 指名会議長、監査委員会委員、報酬委員会委員
内 永 ゆ か 子	日本アイ・ビー・エム株式会社取締役専務執行役員 指名委員会委員、監査委員会委員、報酬委員会委員
新 里 智 弘	監査会議長

注1. 取締役松田修一、土岐敦司、内永ゆか子、新里智弘の各氏は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に定める社外取締役であります。

2. 監査委員松田修一、新里智弘の各氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

3. 平成18年5月27日に開催された第67期定時株主総会において、伊東 勇、坂口俊郎、吉岡 猛、小嶋一美、藤島基照、大野宗彦、松田修一、土岐敦司、内永ゆか子の各氏は取締役に再選され、就任し、新里智弘氏は新たに取締役に選任され、就任いたしました。また、大野宗彦氏は平成18年8月31日をもって当社取締役を退任し、あわせて指名・監査・報酬委員会委員についても退任いたしました。

② 執行役の状況（平成19年2月28日現在）

地 位	氏 名	担当及び他の法人等の代表状況等
代 表 執 行 役 社 長	伊 東 勇	最高経営責任者（CEO）
代 表 執 行 役 副 社 長	坂 口 俊 郎	最高執行責任者（COO）
常 務 執 行 役	吉 岡 猛	店舗開発局長
常 務 執 行 役	小 嶋 一 美	財務統括局長（CFO）
執 行 役	海 永 修 司	人材統括局長
執 行 役	平 出 浩 朗	グループ監査室長
執 行 役	平 野 秀 一	企画室長
執 行 役	牧 山 浩 三	店舗統括局長
執 行 役	山 崎 浩 一	エンタテインメント事業局長
執 行 役	阿 部 正 明	名古屋パルコ店長
執 行 役	村 田 真 人	プロパティマネジメント局長
執 行 役	今 枝 立 視	宣伝局長

注1. 伊東 勇、坂口俊郎、吉岡 猛、小嶋一美の各氏は、取締役を兼務いたしております。

2. 平成18年2月22日に開催された当社取締役会において、今枝立視氏が新たに執行役に選任され、平成18年3月1日をもって就任いたしました。また、平成18年5月27日に開催された当社取締役会において、伊東 勇、坂口俊郎、吉岡 猛、小嶋一美、海永修司、平出浩朗、平野秀一、牧山浩三、山崎浩一、阿部正明、村田真人、今枝立視の各氏が執行役に再選され、就任いたしました。

3. 決算期後の執行役の異動

平成19年2月28日に開催された当社取締役会において、早見知範、平井裕二、泉水 隆、柴田広次、柏本高志の各氏が新たに執行役に選任された結果、平成19年3月1日付の執行役の氏名、役職及び担当は以下のとおりであります。

氏 名				役 職 及 び 担 当
伊	東		勇	代表執行役社長、最高経営責任者（CEO）
坂	口	俊	郎	代表執行役副社長、最高執行責任者（COO）
吉	岡		猛	専務執行役店舗企画局長
小	嶋	一	美	専務執行役財務統括局長、最高財務責任者（CFO）
平	野	秀	一	常務執行役企画室長
牧	山	浩	三	常務執行役店舗統括局長
海	永	修	司	グループ監査室長
平	出	浩	朗	業務改革推進室長
山	崎	浩	一	エンタテインメント事業局長
阿	部	正	明	人事局長
村	田	真	人	プロパティマネジメント局長
今	枝	立	視	宣伝局長
早	見	知	範	総務局長
平	井	裕	二	開発局長
泉	水		隆	浦和準備室長
柴	田	広	次	渋谷パルコ店長
柏	本	高	志	名古屋パルコ店長

③ 取締役及び執行役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
	名	百万円
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	10 (5)	72 (41)
執 行 役	12	349
合 計	22	422

注. 報酬委員会による取締役及び執行役が受ける個人別の報酬の内容の決定に関する方針

イ. 当社報酬委員会は、過半数を社外取締役で構成し、客観性・透明性を確保するため、以下の方針に基づき運営をいたします。

- ・企業価値の増大へ向けて、優秀かつ必要な取締役及び執行役を確保し、各々がその役割、職責を果たし、目的を達成するために必要となる報酬体系、報酬基準を設定いたします。
- ・報酬体系、報酬基準に従い、取締役及び執行役各人の役割、職責、業務執行結果としての評価に基づき、公平、公正に個人別の報酬内容を決定いたします。

ロ. 取締役報酬

- ・固定報酬としての年俸は、基本年俸、委員会議長年俸、委員会委員年俸で構成されます。
- ・基本年俸は、社内取締役（執行役兼務の有無）、社外取締役（常勤・非常勤）により、委員会議長年俸は、各委員会議長に対し、委員会委員年俸は、各委員会委員に対し、それぞれ支給額を決定いたします。
- ・取締役が執行役を兼務する場合は、取締役報酬に加え、執行役報酬を支給いたします。

ハ. 執行役報酬

- ・固定報酬としての年俸は、基本年俸と成果年俸で構成されます。
- ・基本年俸は当期の役位、役割に、成果年俸は前期の会社業績及び個人業績（目標達成評価）に基づき、支給額を決定いたします。
- ・新任者に対しては、役割、職責に応じ、基本年俸、成果年俸それぞれ支給額を決定いたします。

ニ. 退職慰労金

- ・退職慰労金は、第66期末日をもって廃止し、同日在任の取締役及び執行役に対しては、退職慰労金支給額を決定・未払金計上し、取締役及び執行役の退任時に支給いたします。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の会社との兼任状況（他の会社の業務執行者である場合）及び当社と当該他の会社との関係

- ・取締役内永ゆか子氏は、日本アイ・ビー・エム株式会社の取締役専務執行役員を兼務しております。なお、当社と同社との間に製品販売等の重要な取引関係はありません。

ロ. 他の会社の社外役員の兼任状況

- ・取締役土岐敦司氏は、株式会社クレディセゾン、株式会社丸山製作所及びミドリ安全株式会社の社外監査役であります。
- ・取締役松田修一氏は、株式会社コメリ及び株式会社ミロク情報サービスの社外取締役であります。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

氏 名	主 な 活 動 状 況
松 田 修 一	当期開催の取締役会14回のうち13回に、また監査委員会14回のうち13回に出席し、必要に応じ、主に公認会計士及び経営学者としての専門的見地から発言を行っております。
土 岐 敦 司	当期開催の取締役会14回のうち14回に、また監査委員会14回のうち14回に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
内 永 ゆ か 子	当期開催の取締役会14回のうち12回に、また監査委員会14回のうち11回に出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。
新 里 智 弘	当期開催の取締役会14回のうち11回に、また監査委員会14回のうち11回に出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。

注. 新里智弘氏は、平成18年5月27日に就任いたしました。就任日から平成19年2月28日までの間における取締役会の開催回数は11回、監査委員会の開催回数は11回であります。

二. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結いたしております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または法令が定める額のいずれか高い額といたしております。

注. 平成18年8月31日に退任いたしました大野宗彦氏に関する事項は下記のとおりです。

イ. 他の会社との兼任状況（他の会社の業務執行者である場合）及び当社と当該他の会社との関係

森トラスト株式会社の専務取締役を兼務いたしております。なお、当社は、同社他1社が開発した東京汐留ビルディングの商業施設「Pedi汐留」（平成17年2月オープン）の運営を行っております。

ロ. 他の会社の社外役員との兼任状況

株式会社ロフトの社外取締役であります（平成18年8月31日退任）。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

当期開催の取締役会14回のうち7回に、また監査委員会14回のうち8回に出席し、必要に応じ、主に経験豊かな経営者の観点から発言を行っております。

なお、平成18年3月1日から退任日までの間における取締役会の開催回数は7回、監査委員会の開催回数は8回であります。

二. 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結いたしております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または法令が定める額のいずれか高い額といたしております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

- ・会計監査人 中央青山監査法人（現 みずぎ監査法人）（平成18年7月1日退任）
- ・一時会計監査人 あずさ監査法人（平成18年7月4日就任）

② 報酬等の額

	支 払 額
	百万円
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	42
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	69

注1. 当社の国内子会社1社につきましてもあずさ監査法人が一時会計監査人となっており、在外子会社2社につきましてもPRICEWATERHOUSE COOPERSが会計監査人となっております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載いたしております。

3. 非監査業務の内容

株式会社ヌーヴ・エイは、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、財務諸表及び内部統制に対し、合意された手続を行う業務委託契約を締結いたしております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査委員会は、監査委員全員の同意により解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、取締役会は、監査委員会が決定した議案に基づき、会計監査人の不再任を株主総会に提案いたします。

④ 会計監査人の業務停止処分に関する事項

当社会計監査人であった中央青山監査法人は、金融庁より平成18年7月1日から平成18年8月31日までの2ヵ月の業務停止処分を受けたため、平成18年7月1日をもって会計監査人の資格を喪失し、退任いたしました。

そのため、当社監査委員会は会計監査人が不在になることを回避するため、平成18年7月4日をもってあずさ監査法人を一時会計監査人に選任いたしました。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、会社法第459条第1項に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行う旨の定款規定を設けております。

① 剰余金の配当等に関する中長期的な方針

当社は、株主の皆様への利益還元を最重要政策の一つと位置付けております。剰余金の配当につきましては、株主の皆様へ安定配当を行うことを基本とし、業績と配当性向を勘案して実行してまいります。また、将来の事業展開に備えて、内部留保による財務体質の充実に努め、経営基盤の強化を図ってまいります。

内部留保金につきましては、財務体質の強化とあわせて、営業力強化のための店舗改装及び新規事業展開を図るための設備投資に活用してまいります。

② 当事業年度の剰余金の配当等の理由

上記中長期的な方針に基づき、当期の配当金につきましては、1株につき7円といたしました。なお、昨年10月に中間配当金として1株につき前期比1円増配の6円をお支払いいたしましたので、年間としてお支払する配当金は1株につき13円（前期比2円増）となります。

(6) 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年4月26日開催の取締役会において、「監査委員会の職務遂行のため必要な事項」（会社法第416条第1項第1号ロ、会社法施行規則第112条第1項第1号～第4号）及び「執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制」（会社法第416条第1項ホ、会社法施行規則第112条第2項第1号～第5号）に関し次のとおり決議いたしております。

① 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ。当社は、法令等を遵守し、公正かつ透明性の高い企業活動を行うため、コンプライアンスに関する基本理念及び行動規範を制定するとともに、執行役及び使用人の法令違反行為等に対する予防措置、対処方法、是正手段などを定めたコンプライアンス規程を制定する。

ロ。コンプライアンスに関する基本理念等の徹底及び法令等に関する正しい知識を付与するため、必要に応じ研修を実施する。

ハ。コンプライアンスの全社的整備等は総務担当部門が行い、各部門は所管業務に係るコンプライアンス管理を行う。

ニ。コンプライアンス経営の強化を図るため、法令等違反行為に関する通報の適正な処理の仕組みを定める社内通報制度を設けるものとする。

ホ。内部監査部門は、各部門が実施するコンプライアンス管理の実施状況・効率性を監査する。

② 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ。当社は、執行役等の職務執行状況に関する情報（以下、「文書等」という）の適正な処理を行い、文書等の取扱いに起因するリスクの防止を図るため、文書等の作成、保存及び管理について定める文書管理規程を制定する。

ロ。執行役は、取締役、監査委員等からの閲覧要請に備えるため、次に該当する文書等を所定保管・保存しなければならない。

・業務執行（意思決定）に係る稟議・決裁書類及び資料等

- ・第三者（弁護士など）の意見付記、または甲乙両論併記（慎重協議）などの証跡を残す資料等
 - ・文書等には執行役自身の作成によるもの、及び業務担当者等の作成によるものを含む
- ハ. 内部監査部門は、文書等の保存・管理状況の監査を行う。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 当社におけるリスクを未然に防止し、また、危機が発生した場合の経営被害を最小限に食い止めるため、リスクの把握、未然防止手続き、リスク管理、発生リスクへの対処法、是正手段等を定めたリスクマネジメント規程その他必要な規程を制定する。
- ロ. 諸リスクの横断的監視並びに全社的対応と総指揮を行う組織としてリスクマネジメント委員会を設置する。リスクマネジメント委員会は委員長を代表執行役社長とし、事務局を総務担当部門に設置する。
- ハ. リスクマネジメントを含むCSR活動を統括し効率的に推進するため、CSR委員会を設置する。CSR委員会は委員長を代表執行役社長とし、事務局を企画担当部門に設置する。
- ニ. CSR委員会とリスクマネジメント委員会は、必要に応じて連携を図り、迅速かつ効率的な活動を行う。
- ホ. リスク管理意識の維持と確立を図るため、必要に応じ研修を実施する。
- ヘ. 各部門は、所管業務に係る諸リスクまたは損害発生を最小限に抑える仕組み等、リスク管理体制の有効性を検証する。
- ト. 内部監査部門は、リスク管理体制の全社の整備状況を監査する。
- ④ 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 執行役の職務執行の適正性及び効率性を確保するため、職務権限、執行責任者、執行手続等を定めた業務分掌規程及び決裁権限規程を制定する。
- ロ. 職務執行の迅速化及び効率化を図るため、執行役の中に最高経営責任者（CEO）及び最高執行責任者（COO）を置く。
- ハ. 執行役は、効率経営の確保に向けて、業務の合理化、電子化、迅速化等につき継続検討する。
- ニ. 内部監査部門は、上記イの規程の運用状況を監査する。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社は、法令等に基づき、当社グループ各社の規模・事業特性を勘案し、関係会社管理規程を制定するとともに、当社グループにおける内部統制システムを構築・運用する。
- ロ. 定期的及び必要に応じ、次の横断的会議体を通じて、当社グループにおける情報の共有・意見交換等に努める。
- ・グループ経営者会議
 - ・グループ共通業務部門会議
 - ・グループ監査報告会
 - ・その他グループ横断的会議
- ハ. 当社から当社グループ会社に派遣された取締役及び監査役は、当該会社の業務執行等を監督・監視する。
- ⑥ 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
- イ. 監査・指名・報酬の各委員会に係る職務を補助する合同組織として「委員会事務局」を設置する。
- ロ. 委員会事務局には事務局長及び職員（以下、「事務局スタッフ」という）を配置し、その業務は監査・指名・報酬の各委員会が定める各「委員会事務局要項」によるものとする。

- ハ、取締役会は、監査委員会の職務を補助する取締役（以下、「監査委員会担当取締役」という）の要否及び権限等を検討する。
- ⑦ 前号の取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項
- イ、監査委員会担当取締役及び委員会事務局スタッフについては、経営執行部門からの独立性を確保する。
- ロ、委員会事務局スタッフの人事異動は、三委員会議長の事前了承事項とする。
- ハ、委員会事務局スタッフの人事評価・役割グレード等報酬に係る事項は、三委員会議長の事前了承事項（三委員会議長が協議評定し、経営執行部門に通知）とする。
- ⑧ 監査委員会等への報告
- イ、執行役並びに使用人（以下、「執行役等」という）は、監査委員会または監査委員に次の事項を報告する。
- ・執行役等の法令・定款違反行為
 - ・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - ・社内通報規程に基づく通報内容
 - ・その他重要な事項
- ロ、執行役等は、監査委員会からの要請等必要に応じて、監査委員会に報告する。
- ⑨ 監査委員会監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ、監査委員会は、年間監査計画及び必要に応じ、執行役等・内部監査部門・子会社監査役・会計監査人からの報告を求め、効率的かつ効果的な監査を行い、監査結果等については、取締役会に報告する。
- ロ、監査委員会は、必要に応じて次の職務を行う監査委員を選定する。
- ・経営会議等重要会議への出席による、経営執行意思決定の過程及び業務執行状況の把握
 - ・執行役等からの職務執行に関する事項及び子会社からの事業の報告聴取、子会社を含む会社の業務・財産の状況の調査
 - ・特定執行役からの計算関係書類・事業報告等及び会計監査人からの会計監査報告内容通知の受領
- ハ、監査委員会は、必要に応じて、職務遂行上の調査を内部監査部門に委嘱する。
- 二、監査委員会は、必要に応じて、弁護士・会計士等社外の専門家等に意見を求め、その実効性を担保する。

(7) 会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う当社株式の買付提案がなされた場合、その諾否の判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。すなわち、当社株式について大規模買付がなされた場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大規模買付の中には、その目的、態様等から見て企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社の企業価値の主な源泉は、ショッピングセンター「PARCO」の運営によって培った商業施設のトータ

ルプロデュース力であると考えます。そして、それを支えるのは、これまでの商業施設の開発・保有・運営や個性ある様々な専門店やサービスの展開によって蓄積されたノウハウとそれを活かす人材、コーポレートブランドやストアブランド、及び多数のテナント・取引先・出店先の地域コミュニティなどとの緊密なリレーションであると考えます。

したがって、当社の経営において、ショッピングセンターの開発・保有・運営という事業の実態、顧客・取引先・従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解が不可欠であり、これらに関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来享受しうる企業価値ひいては株主価値を適切に実現することはできないものと考えております。

当社は、大規模買付がなされたときに、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかなど大規模買付者による大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するためには、大規模買付者から適切かつ十分な情報が提供され、あわせて当社取締役会の意見等の情報が開示されて、検討のための時間が確保されていることが必要不可欠であると考えております。当社は、このような十分な情報と検討のための時間の確保がなされないような濫用的な買収に対しては必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

② 基本方針実現のための取組み

イ. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、当社の企業価値を向上し、上記基本方針を実現するため、現在「中期経営5ヵ年計画（平成17年度～平成21年度）」を進行中であり、「商業施設運営力と開発力の強化」「新規ビジネスの育成と挑戦」「周辺ビジネスの深耕拡大」を三つの柱とし、当社グループの更なる飛躍に向けて、業容の拡大、収益力の強化を目指し、これらを実現するべくまい進しているところです。具体的には、①既存店舗の売上強化と新規出店、②プロパティマネジメント事業をはじめとした新規事業の推進・創出、③エンタテインメント事業のコンテンツ活用など周辺ビジネスの拡大に取組んでおります。

また、コーポレート・ガバナンス強化のため、平成15年度に委員会設置会社に移行し、業務執行の迅速化と経営の透明性の一層の向上に取組んできたほか、業務執行上の法令遵守、効率性等を担保するため、グループ監査室を設置するなど内部監査機能の充実に努めております。

ロ. 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組み

当社は、平成18年4月13日開催の当社取締役会において「大規模買付行為に関する対応方針」（以下、「本方針」といいます）の導入を決議し、第67期定時株主総会において本方針の導入について承認を得ております。

本方針は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます）を対象といたします。本方針は、これらの買付行為が行われた際、本方針に基づき組織される特別委員会が手続の主催者となり、それに応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保し、また、本方針の下で、当社取締役会がこれに対する意見を表明する機会を設けたり、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とするものです。そして、特に上記基本方針に反する買付行為に対しては、新株予約権無償割当てを利用することによりこれを阻止することができるものとしており、これらの手続を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益を確保することを目的といたしております。

すなわち、当社の株券等について買付行為が行われる場合、当該買付行為に係る大規模買付者には、本方針を遵守する旨を記載した意向表明書の提出及び買付内容等の検討のための必要情報の提供を求めます。大規模買付者から提出された情報は、当社社外取締役を中心に構成される特別委員会（現時点においては当社社外取締役4名で構成）に提供されます。特別委員会は、外部専門家等の助言を独自に得た上で、これらの情報と当社取締役会から提出された意見（代替案が提出された場合はこれを含みます）とをあわせて評価、検討し必要に応じて交渉を行います。当社取締役会は、特別委員会が当社株主の皆様の判断のために必要と認める事項を開示いたします。

特別委員会は、大規模買付者が本方針に定めるルールを遵守しなかった場合などには、特別委員会規則に従い、当社取締役会に対して、対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施することを勧告することがあります。この新株予約権には、大規模買付者による権利行使が認められないという行使条件、及び当社が大規模買付者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付される予定であり、原則として、1円を払い込むことにより行使し、普通株式1株を取得することができます。当社取締役会は、特別委員会の上記勧告を最大限尊重して新株予約権無償割当ての実施または不実施等の決議を行うものいたします。当社取締役会は、上記決議を行った場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

本方針の有効期間は、平成19年5月開催予定の当社定時株主総会（以下、「本総会」といいます）終結の時までです。ただし、有効期間の満了前であっても、当社取締役会により本方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本方針はその時点で廃止されることになります。なお、本総会に新たに提案される大規模買付行為への対応方針は、本方針採用後の社会・経済情勢の変化等を考慮し、本総会において株主の皆様にご承認いただくことを条件として内容を改訂する予定ですが、原則として本方針を承継したものであります。

本方針導入後であっても、新株予約権無償割当てが実施されていない場合、株主の皆様には直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本方針に基づく対抗措置が発動され、新株予約権無償割当てが実施された場合、株主の皆様が新株予約権行使の手続を行わないとその保有する株式が希釈化される場合があります（ただし、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、株式の希釈化は生じません）。

なお、本方針の詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.parco.co.jp/parco/corporate/pdf/file_060413_1.pdf）に掲載する平成18年4月13日付プレスリリースをご覧ください。

③ 具体的取組みに対する当社取締役の判断及びその理由

当社の「中期経営5ヵ年計画」は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、また、本方針は、前記②口。に記載のとおり、その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされ、かつ、企業価値・株主共同の利益を確保する目的をもって導入されたものであり、いずれも当社の基本方針に沿うものです。

連結貸借対照表 (平成19年2月28日現在)

区 分	金 額 (百万円)		区 分	金 額 (百万円)	
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産			流動負債		
現金及び預金		13,519	支払手形及び営業未払金		23,066
受取手形及び営業未収金		7,922	短期借入金		9,108
たな卸資産		3,112	未払金		2,335
前渡金		87	未払費用		1,278
前払費用		768	未払法人税等		935
繰延税金資産		753	賞与引当金		920
短期貸付金		173	返品調整引当金		15
その他の		929	単行本在庫調整引当金		71
貸倒引当金		△ 13	一年以内償還社債		12,000
流動資産合計		27,254	販売促進引当金		223
			その他の		2,983
固定資産			流動負債合計		52,937
有形固定資産			固定負債		
建物及び構築物	99,302		社債		2,000
減価償却累計額	60,285		長期借入金		11,755
減損損失累計額	1,461	37,554	長期未払金		294
機械装置及び運搬具	958		退職給付引当金		998
減価償却累計額	646	312	役員退職慰労引当金		7
器具及び備品	4,288		店舗閉鎖損失引当金		2,179
減価償却累計額	2,978		受入保証金		41,597
減損損失累計額	56	1,253	その他の		5
土地		39,347	固定負債合計		58,839
建設仮勘定		6,206	負債合計		111,776
有形固定資産合計		84,674	(純資産の部)		
無形固定資産			株主資本		
借地権		11,014	資本金		26,867
その他の		760	資本剰余金		27,527
無形固定資産合計		11,774	利益剰余金		15,100
投資その他の資産			自己株式		△ 54
投資有価証券		8,005	株主資本合計		69,441
長期貸付金		766	評価・換算差額等		
長期前払費用		779	その他有価証券評価差額金		1,022
差入保証金・敷金		47,191	為替換算調整勘定		117
繰延税金資産		1,934	評価・換算差額等合計		1,139
長期未収金		198	少数株主持分		195
その他の		205	純資産合計		70,777
貸倒引当金		△ 232	負債純資産合計		182,553
投資その他の資産合計		58,849			
固定資産合計		155,299			
資産合計		182,553			

連結損益計算書 (自平成18年3月1日 至平成19年2月28日)

区 分		金 額 (百万円)	
売 上	高 価		266,645
売 上	原 価		228,464
売 上 総 利 益			38,180
返 品 調 整 引 当 金 繰 入 額			3
差 引 売 上 総 利 益			38,177
営 業 収 入			2,008
営 業 総 利 益			40,185
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			30,429
営 業 利 益			9,756
営 業 外 収 益			
受 取 利 息		109	
受 取 配 当 金		62	
雑 業 外 収 入		348	520
支 払 利 息		459	
社 債 利 息		174	
雑 業 外 支 出		47	681
特 別 利 益			9,594
固 定 資 産 売 却 益		252	
投 資 有 価 証 券 売 却 益		55	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益		15	
店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金 戻 入 益		666	
ア ド バ イ ザ リ ー 契 約 解 約 精 算 金		508	
そ の 他		47	1,544
特 別 損 失			
固 定 資 産 売 却 損		0	
固 定 資 産 除 却 損		783	
減 損 損 失		653	
投 資 有 価 証 券 評 価 損		434	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額		115	
特 別 退 職 金		49	
店 舗 閉 鎖 損 失		2,308	
そ の 他		68	4,414
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益			6,725
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		2,187	
法 人 税 等 調 整 額		△ 150	2,037
少 数 株 主 利 益			184
当 期 純 利 益			4,503

連結株主資本等変動計算書 (自平成18年3月1日 至平成19年2月28日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年2月28日 残高	26,867	27,184	11,581	△ 166	65,466
連結会計年度中の変動額					
新株の発行		331			331
剰余金の配当(注)			△ 491		△ 491
剰余金の配当			△ 492		△ 492
当期純利益			4,503		4,503
自己株式の取得				△ 4	△ 4
自己株式の処分		11		116	128
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	343	3,519	112	3,974
平成19年2月28日 残高	26,867	27,527	15,100	△ 54	69,441

	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計		
平成18年2月28日 残高	1,516	△ 7	1,508	401	67,376
連結会計年度中の変動額					
新株の発行					331
剰余金の配当(注)					△ 491
剰余金の配当					△ 492
当期純利益					4,503
自己株式の取得					△ 4
自己株式の処分					128
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△ 494	125	△ 369	△ 205	△ 574
連結会計年度中の変動額合計	△ 494	125	△ 369	△ 205	3,400
平成19年2月28日 残高	1,022	117	1,139	195	70,777

(注) 平成18年4月開催の取締役会決議による利益処分項目であります。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

子会社7社をいずれも連結子会社といたしております。重要な連結子会社名は、「1. 企業集団の現況」の「(3) 重要な子会社の状況」に記載いたしておりますので省略いたします。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

関連会社1社は持分法を適用いたしております。

持分法適用会社名

株式会社ジャパン・リテール・アドバイザーズ

② 持分法適用手続に関する特記事項

当該会社の決算日は12月31日であり、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用いたしております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、PARCO (SINGAPORE) PTE LTD他1社の決算日は、12月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

- ・時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
- ・時価のないもの……………移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産

主として個別法による原価法

(会計方針の変更)

株式会社ヌーヴ・エイにおいて、たな卸資産の評価基準及び評価方法については、従来「売価還元法による原価法」を採用いたしておりましたが、当連結会計年度より新商品情報システムの稼働により「個別法による原価法」に変更いたしております。

なお、この変更に伴う影響は軽微であります。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

建物及び構築物（建物附属設備及び構築物は除く）……主として定額法

その他の有形固定資産……………主として定率法

ロ. 無形固定資産……………定額法

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

ハ. 長期前払費用……………定額法

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による算定額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上いたしております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、主として支給見込額に基づき、当連結会計年度に対応する見積額を計上いたしております。

ハ、退職給付引当金

従業員に対する退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上いたしております。

なお、会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理いたしております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生時の翌連結会計年度から費用処理いたしております。

過去勤務債務は、その発生年度の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として12年）による定額法により按分した額を費用処理することといたしております。

ニ、役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支払いに備えるため、主として内規に基づく期末要支給額を計上いたしております。

ホ、返品調整引当金

当連結会計年度末日以降に発生が予測される返品による損失に備えるため、税法の規定による損金算入限度相当額を計上いたしております。

ヘ、単行本在庫調整引当金

出版後一定期間を経過した単行本について売れ残り在庫の発生による損失に備えるため、税法の規定による損金算入限度相当額を計上いたしております。

ト、販売促進引当金

販売促進を目的とするポイントカード制度により付与されたポイントの使用に備えるため、発行されたポイントの未引換額に対して、過去の行使実効率に基づき算出した将来の行使見込額を計上いたしております。

チ、店舗閉鎖損失引当金

閉店することが確定した店舗について、発生が見込まれる損失に備えるため、合理的に見積られる金額を計上いたしております。

④ 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は税抜方式を採用いたしております。

(5) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。

(6) のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び負ののれんは、原則として5年間で均等償却いたしておりますが、重要性が乏しいものについては、発生時の損益として処理いたしております。

(7) 当連結会計年度より、会社計算規則（平成18年2月7日 法務省令第13号）に基づいて、連結計算書類を作成いたしております。

(会計方針の変更)

(1) 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等

当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用いたしております。これによる損益に与える影響はありません。

従来の資本の部の合計に相当する金額は、70,581百万円であります。

なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、会社計算規則（平成18年2月7日 法務省令第13号）により作成いたしております。

(2) 企業結合に係る会計基準等

当連結会計年度より、「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第7号）並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準委員会 最終改正平成18年12月22日 企業会計基準適用指針第10号）を適用いたしております。これによる損益に与える影響はありません。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	3,825百万円
土地	4,445百万円
計	8,270百万円

上記の物件は、短期借入金372百万円及び長期借入金1,404百万円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

63,911百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	82,210千株	264千株	一千株	82,475千株

注. 発行済株式（普通株式）の総数の増加は、株式会社バルコスペースシステムズ完全子会社化のため、264千株の株式交換（効力発生日：平成18年12月21日）を実施したことによる増加分であります。

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	293千株	3千株	205千株	91千株

注1. 自己株式（普通株式）の増加は、単元未満株式の買取請求によるものであります。

2. 自己株式（普通株式）の減少は、単元未満株式の買取請求による151株及びストックオプションの権利行使による205,000株であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

イ. 平成18年4月13日開催の取締役会において、次のとおり決議いたしております。

普通株式の配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 491百万円
- ・ 1株当たり配当額 6円
- ・ 基準日 平成18年2月28日
- ・ 効力発生日 平成18年5月8日

ロ. 平成18年10月6日開催の取締役会において、次のとおり決議いたしております。

- ・ 配当金の総額 492百万円
- ・ 1株当たり配当額 6円
- ・ 基準日 平成18年8月31日
- ・ 効力発生日 平成18年10月18日

② 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

平成19年4月6日開催の取締役会において、次のとおり決議いたしております。

- ・ 配当金の総額 576百万円
- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 1株当たり配当額 7円
- ・ 基準日 平成19年2月28日
- ・ 効力発生日 平成19年5月7日

4. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

856円74銭

(2) 1株当たり当期純利益

54円83銭

貸借対照表 (平成19年2月28日現在)

区 分	金 額 (百万円)		区 分	金 額 (百万円)	
(資産の部)			(負債の部)		
流 動 資 産			流 動 負 債		
現金及び預金	7,738		支払手形	1,073	
受取手形	1		営業未払金	14,495	
営業未収金	5,256		短期借入金	5,390	
製品	238		一年以内返済予定長期借入金	4,418	
仕掛品	50		未払金	3,647	
貯蔵品	0		未払費用	824	
前払費用	87		未払法人税等	556	
繰延税金資産	676		前受金	237	
短期貸付金	400		預り金	176	
関係会社短期貸付金	17		賞与引当金	425	
その他	190		返品調整引当金	15	
貸倒引当金	936		単行本在庫調整引当金	71	
流動資産合計	△ 8		一年以内返済受入保証金	1,394	
	15,587		一年以内償還社債	12,000	
			その他	288	
			流動負債合計	45,015	
固 定 資 産			固 定 負 債		
有形固定資産			社債	2,000	
建物	97,965		長期借入金	11,755	
償却累計額	59,618	36,902	長期未払金	237	
減損損失	1,444		退職給付引当金	213	
構築物	1,669		店舗閉鎖損失引当金	2,179	
償却累計額	1,222	415	受入保証金	41,732	
減損損失	32		固定負債合計	58,118	
機械及び装置	970		負債合計	103,134	
減価償却累計額	650	319			
車両運搬具	13				
減価償却累計額	11	1			
器具及び備品	3,353		(純資産の部)		
減価償却累計額	2,537	766	株 主 資 本		
減損損失	48		資 本 金	26,867	
土地	39,979		資 本 準 備 金	26,623	
建設仮勘定	6,179	84,563	その他資本剰余金	903	
有形固定資産合計			資 本 剰 余 金 合 計	27,527	
無形固定資産			利 益 剰 余 金		
借地権	11,014		利益準備金	681	
ソフトウェア	233		その他利益剰余金		
その他	342		別途積立金	10,511	
無形固定資産合計	11,590		繰越利益剰余金	4,154	
投資その他の資産			利益剰余金合計	15,346	
投資有価証券	7,513		自 己 株 式	△ 54	
関係会社株式	5,699		株 主 資 本 合 計	69,687	
出資金	2		評 価 ・ 換 算 差 額 等		
長期貸付金	740		その他有価証券評価差額金	975	
長期前払費用	770		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	975	
差入保証金・敷金	46,482		純 資 産 合 計	70,662	
繰延税金資産	677				
長期未収金	196				
その他	203				
貸倒引当金	△ 229				
投資その他の資産合計	62,056				
固定資産合計	158,209				
資 産 合 計	173,796		負 債 純 資 産 合 計	173,796	

損益計算書 (自平成18年3月1日 至平成19年2月28日)

区 分		金 額 (百万円)	
売	上 高		
	テ ナ ン ト 売 上 高	240,820	
	そ の 他 の 売 上 高	5,619	246,439
売	上 原 価		
	テ ナ ン ト 仕 入 高	212,812	
	そ の 他 の 売 上 原 価	4,005	216,818
	売 上 総 利 益		29,620
	返 品 調 整 引 当 金 繰 入 額		3
	差 引 売 上 総 利 益		29,617
営	業 収 入		2,207
販 売	営 業 及 び 一 般 管 理 費		31,824
	営 業 利 益		23,068
営	業 外 収 益		8,755
	受 取 利 息	65	
	受 取 配 当 金	126	
	雑 業 外 費 用	293	485
営	支 払 利 息 入	527	
	社 債 利 息 入	174	
	雑 業 外 支 出	57	759
	経 常 利 益		8,481
特	別 利 益		
	固 定 資 産 売 却 益	252	
	投 資 有 価 証 券 売 却 益	43	
	貸 倒 引 当 金 戻 入 益	8	
	店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金 戻 入 益	666	
	そ の 他	26	997
特	別 損 失		
	固 定 資 産 売 却 損	0	
	固 定 資 産 除 却 損	753	
	減 損 損 失	608	
	投 資 有 価 証 券 評 価 損	434	
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	115	
	特 別 退 職 金	49	
	店 舗 閉 鎖 損 失	2,308	
	そ の 他	64	4,335
	税 引 前 当 期 純 利 益		5,143
	法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,606	
	法 人 税 等 調 整 額	△ 96	1,510
	当 期 純 利 益		3,633

株主資本等変動計算書 (自平成18年3月1日 至平成19年2月28日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
平成18年2月28日 残高	26,867	26,292	892	27,184	681	8,611	3,405	12,697	△ 166	66,582
事業年度中の変動額										
新株の発行		331		331						331
別途積立金の積立(注)						1,900	△ 1,900	—		—
剰余金の配当(注)							△ 491	△ 491		△ 491
剰余金の配当							△ 492	△ 492		△ 492
当期純利益							3,633	3,633		3,633
自己株式の取得									△ 4	△ 4
自己株式の処分			11	11					116	128
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	—	331	11	343	—	1,900	748	2,648	112	3,104
平成19年2月28日 残高	26,867	26,623	903	27,527	681	10,511	4,154	15,346	△ 54	69,687

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
平成18年2月28日 残高	1,432	68,014
事業年度中の変動額		
新株の発行		331
別途積立金の積立(注)		—
剰余金の配当(注)		△ 491
剰余金の配当		△ 492
当期純利益		3,633
自己株式の取得		△ 4
自己株式の処分		128
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△ 456	△ 456
事業年度中の変動額合計	△ 456	2,647
平成19年2月28日 残高	975	70,662

(注) 平成18年4月開催の取締役会決議による利益処分項目であります。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 関係会社株式……………移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
 - ・時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - ・時価のないもの……………移動平均法による原価法
- ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - ・製品……………総平均法による原価法
 - ・仕掛品……………個別法による原価法
 - ・貯蔵品……………個別法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
 - 建物（建物附属設備は除く）……………定額法
 - その他の有形固定資産……………定率法
- ② 無形固定資産……………定額法
 - なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
- ③ 長期前払費用……………定額法

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
 - 金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による算定額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上いたしております。
- ② 賞与引当金
 - 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき、当事業年度に対応する見積額を計上いたしております。
- ③ 退職給付引当金
 - 従業員に対する退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上いたしております。
 - なお、会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理いたしております。
 - 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生した翌事業年度から費用処理いたしております。
 - 過去勤務債務は、その発生年度の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を費用処理することといたしております。
- ④ 返品調整引当金
 - 当事業年度末日以降に発生が予測される返品による損失に備えるため、税法の規定による損金算入限度相当額を計上いたしております。
- ⑤ 単行本在庫調整引当金
 - 出版後一定期間を経過した単行本について売れ残り在庫の発生による損失に備えるため、税法の規定による損金算入限度相当額を計上いたしております。
- ⑥ 店舗閉鎖損失引当金
 - 閉店することが確定した店舗について、発生が見込まれる損失に備えるため、合理的に見積られる金額を計上いたしております。

(4) リース取引の処理方法

- リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は税抜方式を採用いたしております。

(6) 当事業年度より、会社計算規則（平成18年2月7日 法務省令第13号）に基づいて、計算書類を作成いたしております。

(会計方針の変更)

(1) 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等

当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用いたしております。これによる損益に与える影響はありません。

従来の資本の部の合計に相当する金額は、70,662百万円であります。

なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、会社計算規則（平成18年2月7日 法務省令第13号）により作成いたしております。

(2) 企業結合に係る会計基準等

当事業年度より、「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第7号）並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準委員会 最終改正平成18年12月22日 企業会計基準適用指針第10号）を適用いたしております。これによる損益に与える影響はありません。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	3,825百万円
土地	4,445百万円
計	8,270百万円

上記の物件は、一年以内返済予定長期借入金372百万円及び長期借入金1,404百万円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 64,041百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	190百万円
② 短期金銭債務	1,800百万円

(4) 取締役及び執行役との間の取引による取締役及び執行役に対する金銭債務は次のとおりであります。

① 取締役に対する長期未払金	215百万円
② 執行役に対する長期未払金	21百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 売上高及び営業収入	399百万円
(2) 売上原価及び販売費及び一般管理費	17,674百万円
(3) 営業取引以外の取引高	667百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	293千株	3千株	205千株	91千株

注1. 自己株式（普通株式）の増加は、単元未満株式の買取請求によるものであります。

2. 自己株式（普通株式）の減少は、単元未満株式の買増請求による151株及びストックオプションの権利行使による205,000株であります。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金損金算入限度超過額	96百万円
役員退職慰労金未払額の損金不算入	96百万円
賞与引当金の損金不算入	173百万円
退職給付引当金の損金不算入	134百万円
未払事業税否認	102百万円
固定資産減損損失	571百万円
店舗閉鎖損失引当金の損金不算入	887百万円
その他	104百万円
繰延税金資産小計	2,165百万円
評価性引当額	△155百万円
繰延税金資産合計	2,009百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	669百万円
関係会社株式	262百万円
繰延税金負債合計	931百万円
繰延税金資産の純額	1,077百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	40.7%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.6%
評価性引当額	△3.8%
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△11.6%
住民税均等割等	0.5%
納税充当金取崩	△0.5%
その他	0.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.4%

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具器具備品	1,305百万円	851百万円	454百万円
合計	1,305百万円	851百万円	454百万円

(2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額

1年内	239百万円
1年超	240百万円
合計	479百万円

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	857円72銭
(2) 1株当たり当期純利益	44円23銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成19年4月5日

株式会社 パ ル コ
監査委員会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 鳥 居 明 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 長 崎 康 行 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社パルコの平成18年3月1日から平成19年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社パルコ及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査委員会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査委員会は、平成18年3月1日から平成19年2月28日までの第68期事業年度における連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、その定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について執行役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等にしながら整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類につき検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年4月6日

株式会社パルコ 監査委員会

監査委員（常勤） 新 里 智 弘 ⑩

監 査 委 員 松 田 修 一 ⑩

監 査 委 員 土 岐 敦 司 ⑩

監 査 委 員 内 永 ゆか子 ⑩

（注）監査委員4名はいずれも会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。
なお、監査委員大野宗彦氏は、平成18年8月31日に退任いたしました。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成19年4月5日

株式会社 パルコ
監査委員会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 鳥 居 明 ㊞
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 長 崎 康 行 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社パルコの平成18年3月1日から平成19年2月28日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべて重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査委員会は、平成18年3月1日から平成19年2月28日までの第68期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号口及びホに掲げる事項に関する取締役会議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について監視及び検証し、かつ、監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と関係の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第1号の基本方針及び第2号の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等にしがたって整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びそれらの附属明細書につき検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役及び執行役の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役及び執行役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第2号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年4月6日

株式会社パルコ 監査委員会

監査委員（常勤） 新 里 智 弘 ㊟

監 査 委 員 松 田 修 一 ㊟

監 査 委 員 土 岐 敦 司 ㊟

監 査 委 員 内 永 ゆか子 ㊟

(注) 監査委員4名はいずれも会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

なお、監査委員大野宗彦氏は、平成18年8月31日に退任いたしました。

以 上

(ご参考)

連結キャッシュ・フロー計算書 (要約)

(単位：百万円)

科 目	当 期 (第68期)	前 期 (第67期)	対前期比較
	自 平成18年3月 1日 至 平成19年2月28日	自 平成17年3月 1日 至 平成18年2月28日	
営業活動によるキャッシュ・フロー	10,322	12,331	△ 2,008
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 3,673	△ 1,798	△ 1,875
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 4,911	△ 11,187	6,275
現金及び現金同等物に係る換算差額	125	325	△ 199
現金及び現金同等物の増減額	1,862	△ 328	2,191
現金及び現金同等物の期首残高	11,656	11,984	△ 328
現金及び現金同等物の期末残高	13,519	11,656	1,862

株主で優待のご案内

PARCO株主で優待 <PARCOカード・クラスS> を発行いたします

(毎年2月末日・8月31日現在、100株以上所有の株主様を対象といたしております)



PARCOでのショッピングが通年**5%OFF**

国内のPARCOでのショッピングに、株主で優待カードをご利用いただけますと、ご請求時にお買い上げ金額の5%を割引いたします。 ※一部割引の対象外となるショップがございます。

- ホテル宿泊料割引(クレストンホテル20%OFF等) <要予約>
- PARCO内の映画館入場料割引(一部除外プログラム有)
- PARCOミュージアム・PARCOギャラリーが無料(一部催し物を除く)

映画館ご招待券、ギャラリーパス券、書籍、カレンダーもお届けいたします

PARCO内の映画館ご招待券進呈

- 1,000株以上所有の株主様に2枚(年間4枚)
- 5,000株以上所有の株主様に6枚(年間12枚)
- 10,000株以上所有の株主様に...10枚(年間20枚)



PARCOギャラリーパス券進呈 (1,000株以上)

パス券の呈示で、1名様のご入場が無料となります。

PARCO刊行書籍進呈

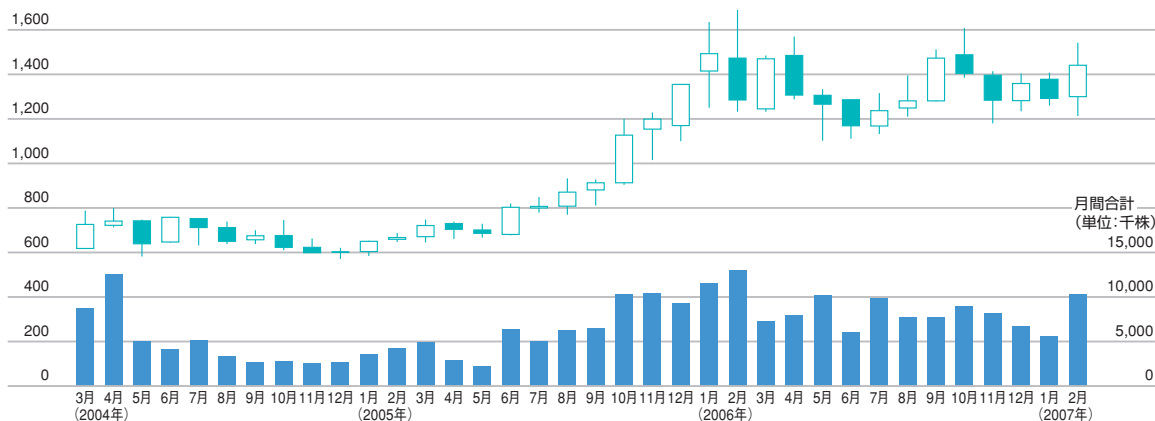
2月末日現在、1,000株以上所有の株主様に書籍を1点進呈いたします。

PARCOオリジナルカレンダー進呈

8月31日現在、1,000株以上所有の株主様にカレンダーを2点進呈いたします。

株価・出来高の推移

(単位:円)
1,800



株主メモ

事業年度 毎年3月1日から翌年2月末日まで

定時株主総会 毎年5月に開催（基準日 2月末日）

配当金受領株主確定日 2月末日、8月31日

単元株式数 100株

株主名簿管理人 大阪市中央区北浜四丁目5番33号
住友信託銀行株式会社

同事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番4号
住友信託銀行株式会社 証券代行部

(郵便物送付先) 〒183-8701
東京都府中市日鋼町1番10
住友信託銀行株式会社 証券代行部

(電話照会先)

(住所変更等用紙のご請求) ☎ 0120-175-417

(その他のご照会) ☎ 0120-176-417

(インターネットホームページURL) <http://www.sumitomotrust.co.jp/STA/retail/service/daiko/index.html>

同取次所 住友信託銀行株式会社本店及び全国各支店

●当社は、単元未満株式の買増制度を採用いたしております。詳しくは、上記株主名簿管理人または、証券会社各社にお問い合わせください。

●決算公告は、当社のホームページ上に貸借対照表及び損益計算書を掲載いたしております。

(インターネットホームページURL <http://www.parco.co.jp/>)

(株主ご優待のお問い合わせ) **株式会社パルコ**

〒150-0045 東京都渋谷区神泉町8番16号
TEL 03-3477-5731 (総務担当)

Advertising Works 2006

2006年クリスマスは、人が集まり何かが始まる楽しさを表現した「WISHING FOR YOU」キャンペーンのクリスマス版として制作、TVCFでは人気コーラスグループ「ゴスペラーズ」と楽曲タイアップ、更にゴスペラーズツリーを制作して話題となりました。

冬のグランバザールでは、セールの勢いと楽しさをテーマに、首の伸びるキリンをキャラクターとして制作、紅白+金のカラーでお正月らしさも表現いたしました。

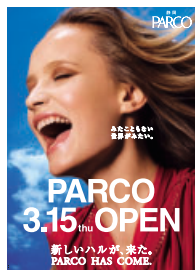
2007年3月15日、静岡パルコがオープンいたしました。

マーケットにおける静岡パルコオープンに対する期待と高揚を受け、「新しいハルが、来る。PARCO HAS COME.」というメッセージを軸に、2月よりオープンにかけて3段階で広告キャンペーンを展開いたしました。

「大人の女性」を意識させる上質で意志のある「静岡パルコ」の登場を表現し、マーケット内において大きな反響を得ました。オープン以降につきましても、マーケット浸透を強化する宣伝活動を継続実施いたしております。

全国パルコにおいては、2007年3月より「はやい、はやい。PARCO」キャンペーンを展開いたしております。

2007年は静岡パルコ、浦和パルコの2店舗が新規オープンする弊社の躍進年であります。同時に、ファッションビル「パルコ」としてファッションやカルチャーにおいて常に旬を提供し続けるという企業姿勢をコンセプトに、飛行機をモチーフとしたスケールのある表現を目指しました。本キャンペーンは、引き続き夏まで展開いたします。



PARCO

株式会社パルコ
<http://www.parco.co.jp/>